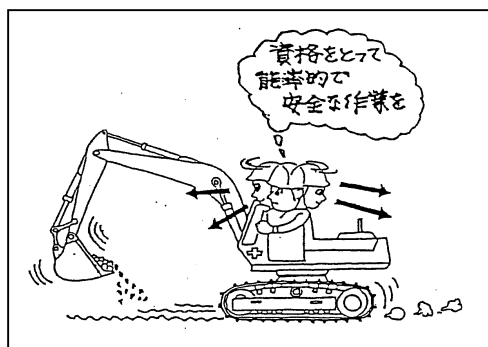


【技能講習】

車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転 （14時間コース）のご案内



北海道労働局長登録教習機関（北労安教第12号）
（登録有効期間満了日：平成31年3月30日）
一般社団法人 北海道林業機械化協会
札幌市中央区北4条西4丁目1伊藤ビル6F
（TEL011-251-0708, FAX011-251-0710）

労働安全衛生法では、**機体重量3トン以上の車両系建設機械**（バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザ等）による作業は、法令に定められた**技能講習を修了した人**でなければ

従事することはできません。

当協会は、北海道労働局長から登録教習機関の認可を受けて、本講習を実施しています。
受講者が「38時間コース」と合わせて10名程度いましたら『出張講習』を行います。
ご一報をお待ちしています。

1 受講資格

次のいずれかの受講資格を有する人に対し、「講習科目の一部免除」により実施します。

- （1）大型特殊自動車免許又は大型特殊自動車第二種免許、又は不整地運搬車運転技能講習修了者
- （2）自動車免許（大型・中型・準中型・普通）、又は自動車第二種免許（大型・中型・準中型・普通）を有し、かつ、小型車両系建設機械の特別教育（機体重量3トン未満）修了後その実務経験が3ヶ月以上ある者（事業者等の「3ヶ月以上」の運転経験の証明が必要です。）

2 講習カリキュラム

区分	講習内容	講習時間
学科	・車両系建設機械の作業に関する装置の構造、取扱い及び作業の方法に関する知識	5時間
	・車両系建設機械の運転に必要な一般的事項に関する知識	3 〃
	・関係法令	1 〃
	小 計	9時間
実技	・車両系建設機械による作業のための装置の操作	5時間
	小 計	5時間
	計	14時間

3 講習日程

- ・ 第1日目 学科：7～9時間
 - ・ 第2日目 学科：0～2時間
 - ・ 〃 実技：5時間
- ※学科講習修了後、学科試験を行います。
※実技講習修了後、実技試験を行います。

4 受講申込みの手続き

受講申込書（別紙）に必要事項を記入し、次の書類等を添えて当協会に送付してください。

- （1）「受講資格①」の人は、「自動車免許証」又は「不整地運搬車運転技能講習修了証」の写し
- 「受講資格①」の人は、「自動車免許証」及び「特別教育修了証（所持者）」の写し
- （2）写 真：顔写真（縦3.0cm×横2.5cm）1枚（裏面に氏名を記入）
- （3）受 講 料：42,000円（税込・教本代込 令和2年4月1日～）

5 受講時に持参するもの

- （1）学科講習には、筆記用具（鉛筆・蛍光ペン等）を持参してください。
- （2）実技講習には、ヘルメット、長靴、雨具（防寒具）等を持参してください

6 修了証の交付 技能講習の修了試験に合格した人に、後日、当協会が「修了証」を交付します。